「デイサービス　すみれ珈琲」
運営規程

事業の目的

第１条　株式会社　リハぷらす（以下「事業者」という。）が開設する「デイサービス　すみれ珈琲」（以下「事業所」という。）において行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

運営の方針

第２条　（１）指定通所介護の提供にあたっては、事業所の通所介護従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（２）事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

通所介護計画の作成等

第３条　（１）指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。

また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

（２）通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対し理解しやすいよう説明し、利用者の同意を得る、当該通所介護計画を利用者に交付する。

事業所の名称等

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名　称　　デイサービス　すみれ珈琲

②　所在地　　滋賀県長浜市高月町東物部３７－１

職員の職種、員数及び職務の内容

第５条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとし、従業者は、指定通所介護の提供に当たるものとする。

①　管理者　常勤　１名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②　従業者
生活相談員　常勤換算１以上
生活相談員は、利用者の生活相談を行う。
介護職員　常勤換算４以上（うち1名常勤）
介護職員は、利用者に必要な日常生活上の世話及び介護を行う。
看護職員　１以上
看護職員は、利用者の健康状態を確認し、必要な看護を行う。
機能訓練指導員　１以上
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を行う。

営業日及び営業時間

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　営業日　月曜日から土曜日
（日曜・祝日を休日とし、それ以外の日を営業日とする。
ただし、１２月２９日から１月３日までは休日とする。）

②　営業時間　８時３０分から１７時３０分までとする。

③　サービス提供時間　８時５５分から１６時００分までとする。

指定通所介護の利用定員

第７条　指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。
３０名

指定通所介護の内容

第８条　指定通所介護の内容は次のとおりとする。

①　健康チェック
②　機能訓練
③　入浴
④　食事の提供
⑤　レクリエーション
⑥　生活相談
⑦　送迎

指定通所介護の利用料

第９条　（１）指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額を負担するものとする。

（２）食費　７３０円／食

（３）日常生活において必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
オムツ代 １２０円／枚、リハビリパンツ １００円／枚、
パット ６０円／枚

（４）利用者の個別の希望によって要する費用は実費を徴収する。

（５）利用者の都合により、利用当日の８時３０分以降にサービス中止を申し出た場合には、食費分７３０円のキャンセル料を徴収する。

（６）記録の複写にかかる費用は、１枚につき１０円を徴収する。

（７）前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

緊急時等における対応方法

第10条　通所介護従事者は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等に連絡する。

事故発生時の対応

第11条　利用者に対し、通所介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに家族等当該利用者の関係人及び保険者等に連絡するとともに、直ちに所要の措置を講じ、これにより損害賠償すべき事項が生じたときは、所要の損害賠償を速やかに行う。また、かかる賠償義務を担保するため適正な業務保証保険契約を締結する。

通常の事業の実施地域

第12条　通常の事業の実施地域は、長浜市（平成２２年合併前の余呉町、木之本町、高月町、湖北町、虎姫町）

相談・苦情対応

第13条　（１）提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（２）苦情の内容については記録し保管を行う。
利用者からの相談苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応する。

サービスの利用に当たっての留意事項

第14条　（１）通所介護従事者は利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

（２）通所介護従事者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

①　気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

②　共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

虐待の防止

第15条　（1）事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②虐待の防止のための指針を整備する。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

④前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

業務継続計画の策定等

第16条　（１）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（２）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

衛生管理

第17条　感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

秘密保持

第18条　（１）従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とする。

（２）従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨の誓約書を従業者との雇用契約時に事業者に提出させるものとする。

個人情報の保護

第19条　（１）利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

（２）利用者又はその家族の個人情報については、事業者による指定通所介護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

非常災害対策

第20条　（１）事業者は、消火器等の設備を常備し、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うよう努めるものとする。

（２）火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・非難等に協力してもらえるような体制づくりを行う。

（３）「非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

（４）非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

その他運営についての重要事項

第21条　（１）事業者は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①　採用時研修　採用後３カ月以内

②　継続研修　年１回以上

（２）この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則　この規程は、２０１９年６月１日から施行する。

附　則　この改正規程は、２０２０年２月５日から施行する。

附　則　この改正規程は、２０２１年１月４日から施行する。

附　則　この改正規程は、２０２１年３月２日から施行する。

附　則　この改正規程は、２０２１年１２月１日から施行する。

附　則　この改正規程は、２０２３年１０月１日から施行する。

附　則　この改正規程は、２０２４年４月１日から施行する。

附　則　この改正規程は、２０２５年２月１日から施行する。

附　則　この改正規程は、２０２５年４月１日から施行する。

附　則　この改正規程は、２０２６年１月１日から施行する。